

大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年2月22日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第1号

大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（要配慮個人情報）</p> <p>第2条の2 条例第2条第2号アの実施機関の規則で定める記述等は、<u>個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第2条各号</u>に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p>	<p>（要配慮個人情報）</p> <p>第2条の2 条例第2条第2号アの実施機関の規則で定める記述等は、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第4条各号</u>に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。